

相続による旅館業承継承認申請書

年 月 日

※被相続人の死亡後 60 日以内に「相続による旅館業承継承認申請」をして承認を受けなければなりません(法3条の3第1項)。60日を過ぎた場合は、新規許可申請となります。

住所 富山市〇〇町〇丁目〇-〇

申請者

氏名 富山 太郎

年 月 日生

電話 123(456)7890

営業者の地位の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により次のとおり申請します。

被相続人	氏名	富山 源次郎(亡くなった人)		
	住所	富山市〇〇町〇丁目〇-〇		
相続開始の年月日	(亡くなった日) 年 月 日			
被相続人との続柄	長 男			
営業施設	名称	〇〇旅館		
	所在地	富山市〇〇町〇丁目〇-〇		
営業の種別	旅館・ホテル 簡易宿所 下宿			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
申請者の欠格事項該当の有無	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	4	旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から5までのいずれかに該当するもの		有・無 <input checked="" type="radio"/>
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者		有・無 <input checked="" type="radio"/>
旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の有無及び該当する施設があるときは、当該施設の名称及びその敷地までの距離		有()・無 <input checked="" type="radio"/>		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- 戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者あっては、その全員の旅館業営業承継同意証明書(様式第5号)
- 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
- 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

市町村で証明